

Hokkaido International Exchange and Cooperation Center

2017 年報



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC / ハイエック

2017 年報



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC/ハイエック

CONTENTS

■北海道国際交流・協力総合センター 〔「HIECC（ハイエック）」の歩み〕…………… 1	3 海外移住者への支援 （1）留学生の受入＜南米圏交流＞ （2）道人会活動の支援＜南米圏交流＞
■組織…………… 2	4 各種交流事業への助成 国際交流事業資産による助成
■顧問・役員…………… 3	5 地域・諸団体との交流 （1）国際交流地域懇談会等の開催 （2）実行委員会事業の推進 （3）在北海道外国公館・通商事務所等協議 会の運営及び事業の実施
〔平成 28 年度の事業概要〕	■国際協力の推進…………… 22
■理事会・通常総会の開催状況…………… 4	1 国際協力機構（JICA）研修事業への参画 （1）研修事業の実施 （2）草の根技術協力事業の実施
■国際相互理解の推進…………… 5	2 海外からの研修員の受入 海外技術研修員の受入＜南米圏交流＞
1 講演会、シンポジウム等の開催 （1）国際理解講演会等の開催 （2）北方圏講座の開催 （3）国際シンポジウム・セミナーの開催 （4）国際交流定例講演会の開催	3 国際協力情報の収集・提供 国際協力情報紙「であい」の発行
2 国際関係情報の収集・提供 （1）調査研究・資料収集事業 （2）国際情報ネットワーク事業 （3）季刊誌「Hoppoken（北方圏）」の発行 （4）「2016 年報」の発行	〔資料〕
3 海外派遣研修 （1）海外派遣事業 （2）高校生・世界の架け橋養成事業	■平成 29 年度 収支予算 平成 29 年度正味財産増減予算書…………… 26
4 多文化共生の推進 （1）北海道多文化共生ネットワーク 連携推進協議会との連携 （2）多文化共生の取り組み （3）北海道多文化共生アワード（表彰事業）	■平成 28 年度 収支決算 平成 28 年度正味財産増減計算書内訳表… 28 平成 28 年度貸借対照表…………… 30
■国際交流の推進…………… 14	■平成 28 年度来訪者…………… 31
1 諸外国との交流の実施 （1）中国訪問事業 （2）北海道外国訪問団の受入＜南米圏交流＞ （3）日韓スポーツ交流 （4）韓国大学生訪日研修団受入事業 （5）北海道青少年中国派遣事業 （6）カルチャーナイト 2016 における 国際交流	■公益社団法人北海道国際交流・協力総合セ ンター定款…………… 32
2 留学生受入の促進 （1）留学生修学支援の実施 （2）大学プロモーションの実施 （3）留学生等地域交流の実施	■北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧… 36 ■道内外国公館／道内名誉領事館…………… 38 ■在日大使館…………… 39

HIECC（ハイエック）の歩み

北方圏構想と北方圏センターの設立

昭和 46 (1971) 年、北海道開発の長期的な指針としてスタートした「第三期北海道総合開発計画」(～昭和 52 年) に「北方圏構想」が初めて盛り込まれました。北方圏構想の目的は、北海道と似た積雪寒冷の気候風土の中で、高い文化を培ってきた北米・カナダ・北欧諸国などとの交流を通じ、北海道の産業経済・生活・文化の向上を図り、北国の風土に根ざした北海道らしい地域づくりの推進を目指すものでした。この構想は第三期総合計画と同時に設立された「北方圏調査会」が母体となり推し進められ、昭和 47 年 (1972 年) 1 月には社団法人としての認可を受け、更に昭和 51 (1976) 年 11 月には「北方圏情報センター」を併設しました。上記 2 団体を発展的に改組した結果、昭和 53 (1978) 年 4 月に「社団法人北方圏センター」を発足し、以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持った全国でもユニークな国際交流団体として、広く事業を展開してきました。昭和 53 (1978) 年 7 月には「財団法人北方圏交流基金」を設立し、主に民間の北方圏交流事業を支援してまいりました。

国際交流・協力活動の拡大

1990 年代以降グローバル化が急速に進展し、国際社会の相互依存関係が一層強まるとともに、地域に対しての国際協力への期待が高まりました。北方圏センターは、北方圏地域との交流を継続しながらも、平成 7 (1995) 年 6 月に定款を一部変更し北方圏以外の地域に対して活動範囲の拡大を図りました。それを受け、平成 8 (1996) 年 4 月には、国際協力機構 (JICA) が途上国の技術研修員を受け入れるために設置した「国際センター」(札幌・帯広) の管理運営業務を受託するとともに、北海道庁所管の技術研修員の受け入れも開始しました。平成 10 (1998) 年 3 月には自治省 (現総務省) より都道府県・政令市に 1 団体のみ指定される地域国際化協会に認定され、北海道の国際交流・協力の総合的かつ中核的な役割を担うこととなりました。平成 10 (1998) 年 4 月に北海道青年婦人国際交流センター、平成 18 (2006) 年 7 月に (財) 北海道海外協会、平成 22 (2010) 年 4 月に (社) 北太平洋地域研究センター (NORPAC) をそれぞれ統合しました。

国際活動の総合的な拠点として

平成 20 (2008) 年に設立 30 周年の節目を迎え、北方圏センターの今後の方向性を検討する「あり方検討委員会」を設置し「あり方検討報告書～時代に即した活動をめざして」をまとめ、その中で北方圏センターを北海道における国際活動の総合的拠点と位置付けることとなりました。

平成 22 (2010) 年 5 月、通常総会において「北方圏交流基金」を「国際交流基金」に名称変更し、これまで北方圏に限定していた助成対象地域を全世界に広げました。また、学生等会員制度を新設し、会員の拡大を目指しました。

公益社団法人への移行

平成 23 (2011) 年 5 月の通常総会で、公益社団法人移行のための定款変更等が承認され、社団法人北方圏センターは、北海道知事からの認定を受け同年 8 月 1 日に公益社団法人に移行しました。同時に「社団法人 北方圏センター」を「公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター」(Hokkaido International Exchange and Cooperation Center) に改称し、「HIECC (ハイエック)」の略称で新たなスタートを切りました。

現在は、公益社団法人としての社会的責任を果たしつつ、世界各国との国際交流・協力活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しながら、積極的に事業を展開しております。

北海道国際交流・協力総合センター年表 (略)

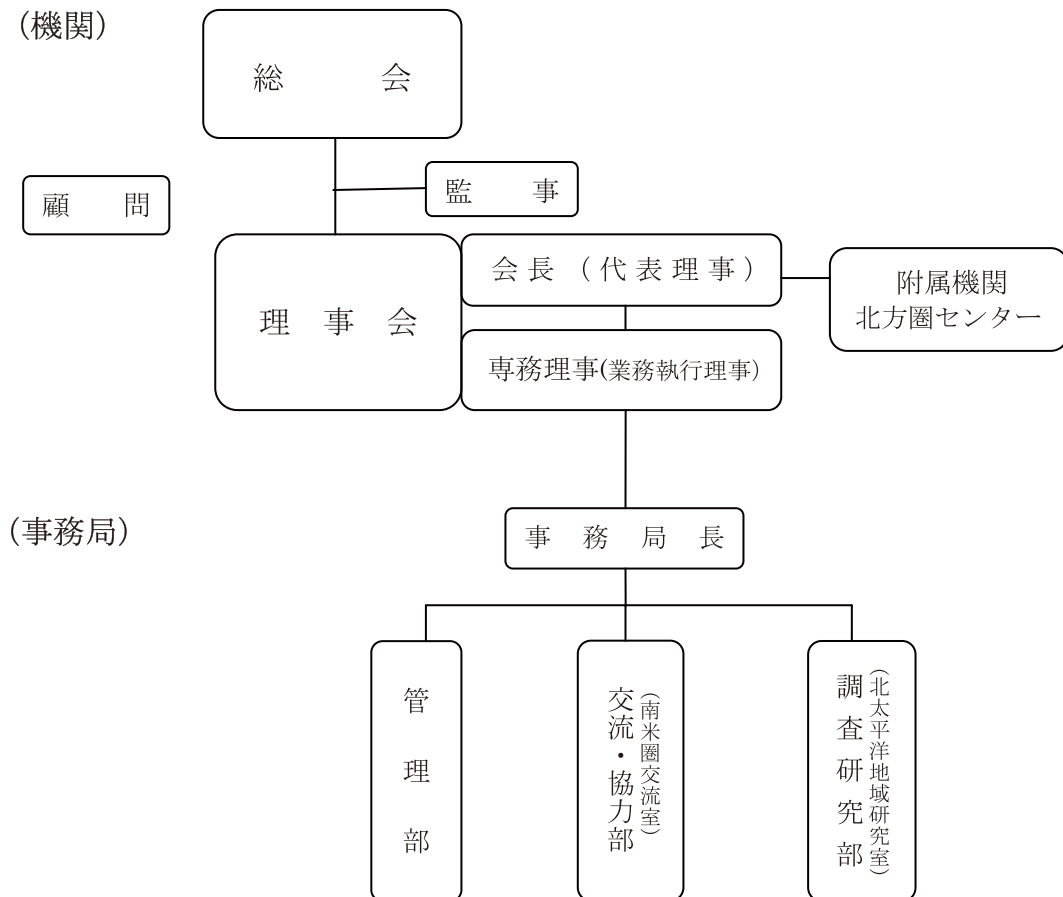
昭和46(1971)年 4月	北方圏調査会設立	平成16(2004)年 7月	財団法人北方圏交流基金を統合
昭和47(1972)年 1月	内閣総理大臣から社団法人許可	平成18(2006)年 7月	財団法人北海道海外協会を統合
昭和53(1978)年 4月	社団法人北方圏センターに改組	平成22(2010)年 4月	社団法人北太平洋地域研究センターの事業を承継
平成 8 (1996)年 4月	国際センターの管理運営を受託		
平成10(1998)年 3月	自治大臣が地域国際化協会として認定	平成23(2011)年 8月	公益社団法人に移行し、名称を北海道国際交流・協力総合センターに改称
	4月 青年婦人国際交流センターを統合		

組 織

ハイエックは会員をもって構成される公益社団法人で、会員数は平成29年3月31日現在、625（法人・個人）です。ハイエックには、会員で構成される総会と、総会で選出された理事によって構成される理事会が置かれています。

会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会で選定され、業務執行体制として組織を代表し業務執行を統括する会長と業務を分担執行する専務理事が置かれています。

業務を執行する組織として、事務局長を長とする事務局が置かれ、現在事務局には、管理、交流・協力、調査研究の3部が置かれています。



所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館 12階）

■国際交流サロン

北海道内外の国際交流・国際協力団体の資料等を国際交流サロンで閲覧できます。また、海外の来訪者からの記念贈呈品等を展示しています。



顧問・役員

(平成 29 年 6 月 19 日現在)

顧 問

今 日出人	国土交通省北海道開発局長
高 橋 はるみ	北海道知事
遠 藤 連	北海道議会議長
菊 谷 秀 吉	北海道市長会会長
棚 野 孝 夫	北海道町村会会長
伊 藤 義 郎	日本国際連合協会北海道本部長

役 員

会 長	佐 藤 俊 夫	札幌大学元理事長
副 会 長	堰 八 義 博	北海道銀行会長
〃	中 田 和 子	北海道女性団体連絡協議会会長
〃	藤 田 恒 郎	北海道カナダ協会会長
副会長兼専務理事	越 前 雅 裕	北海道国際交流・協力総合センター
理 事	阿 部 典 英	北海道文化団体協議会会長
〃	井 口 光 雄	北海道フィンランド協会会長
〃	井 下 佳 和	在旭川ラトビア共和国名誉領事
〃	江 頭 進	小樽商科大学理事・副学長
〃	笠 原 正 典	北海道大学理事・副学長
〃	加 藤 雅 規	北海道文化放送（UHB）社長
〃	川 畑 恵	札幌国際プラザ代表理事・専務理事
〃	菊 嶋 明 廣	北海道商工会議所連合会専務理事
〃	北 野 宏 明	北海道新聞社常務取締役
〃	柴 田 龍	北洋銀行副頭取
〃	杉 本 拓	北海道スウェーデン協会会長
〃	鈴 木 美 保	北海道国際女性協会名誉会長
〃	瀬 尾 英 生	北海道経済連合会専務理事
〃	滝 沢 靖 六	札幌貿易協会会長
〃	谷 本 辰 美	北海道町村会常務理事
〃	樋 泉 実	北海道テレビ放送（HTB）社長
〃	根 岸 豊 明	札幌テレビ放送（STV）社長
〃	堀 内 一 男	北海道パラグアイ協会会長
〃	松 井 正 憲	テレビ北海道（TVH）社長
〃	村 上 則 好	北海道観光振興機構専務理事
〃	森 本 正 夫	北海学園理事長
〃	吉 澤 政 昭	北海道市長会事務局長
〃	吉 野 理 佳	毎日新聞社北海道支社支社長
〃	渡 辺 卓	北海道放送（HBC）社長
監 事	上 田 恵 一	上田恵一公認会計士事務所
〃	坂 本 和 彦	北海道体育協会専務理事

理事会・通常総会の開催状況

1. 平成28年度第1回理事会

- 日時 平成28年5月23日（月）
場所 ホテル札幌ガーデンパレス
議事 平成27年度事業報告・決算について原案通り承認
通常総会の招集について6月20日とすることを承認

2. 平成28年度通常総会

- 日時 平成28年6月20日（月）
場所 ホテルポールスター札幌
議事 平成27年度事業報告・決算について原案通り承認
平成28年度事業計画・予算について原案通り承認
理事及び監事を選任（理事29名、監事2名）
新理事 江頭 進 小樽商科大学 理事・副学長
加藤 雅規 北海道新聞社 常務取締役
菊嶋 明廣 北海道商工会議所連合会 常務理事
森 昌弘 北海道経済連合会 専務理事
吉野 理佳 毎日新聞社北海道支社 支社長
若林 秀博 札幌国際プラザ 代表理事・副理事長
新監事 上田 恵一 上田恵一公認会計士事務所

3. 平成28年度第2回理事会

- 日時 平成28年6月20日（月）
場所 ホテルポールスター札幌
議事 会長、副会長及び専務理事を選定

4. 平成28年度第3回理事会

- 日時 平成29年3月23日（木）
場所 ホテル札幌ガーデンパレス
議事 平成28年度事業の実施状況について報告
平成29年度事業計画（案）・予算（案）について原案通り承認
予算の補正に関する専決処分について原案通り承認
顧問の委嘱について承認
新顧問 今 日出人 北海道開発局長

国際相互理解の推進

1 講演会・シンポジウムの開催

(1) 国際理解講演会の開催

会員をはじめ道民の国際理解を促進するため、国際理解促進セミナーを開催した。

○「平成 28 年度 国際理解促進セミナー」

6月30日（木）▽札幌市教育文化会館

〈講演〉

テーマ：「イスラームにおける食とハラール認証」

講師：イスラミック・サークル・オブ・ジャパン日本人代表
アフマド前野氏



アフマド前野氏

(2) 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりについての情報交換を図るため他団体と連携し、講座を開催した。

第1回 1月27日（金）▽ホテルモントレエーデルホフ札幌

〈講演〉 テーマ：「スウェーデンに学ぶ～北海道の中小地方都市市街地域の再生」

講師：国土交通省北海道開発局入札監理官
（元駐スウェーデン日本大使館一等書記官）
目黒聖直氏

〈ミニコンサート～スウェーデンの伝統音楽と音楽事情〉

歌と説明：野間美紀氏（伴奏：野間友貴氏）

共催：北海道スウェーデン協会



ミニコンサートの様子

第2回 2月24日（金）▽かでの2・7

〈講演〉 テーマ：「日ロ友好の架け橋に～

在札幌ロシア連邦総領事館の50年」

講師：在札幌ロシア連邦総領事
ファブリーチニコフ・アンドレイ氏

共催：NPO 法人北海道日本ロシア協会

(3) 国際シンポジウム・セミナーの開催

北太平洋地域研究事業として、北東アジアの政治経済・外交に関係する重要なテーマについて海外の研究者等を招きシンポジウム・セミナーを開催した。

① 日中韓北極セミナー

7月5日（火）▽北海道大学百年記念会館

テーマ：北極海の持続可能な利用について

主催：北太平洋・北極圏研究コミュニティ（開催地事務局＝（一社）寒地港湾技術研究センター）

共催：北海道大学北極域研究センター、（一財）国際臨海開発研究センター

2 国際関係情報の収集・提供

(1) 調査研究・資料収集事業

① モンゴルとの経済交流に関する調査研究

(i) 北海道モンゴル経済交流促進調査会事業

「北海道モンゴル経済交流促進調査会」(事務局：在札幌モンゴル国名誉領事館)が実施したウランバートル市でのモンゴル北海道投資フォーラム(9月20日)参加ミッション及びモンゴル国側の経済交流促進調査会会員企業を迎えて札幌市で開催したセミナー・商談会(平成29年2月6日、7日)に参加協力した。

(ii) モンゴル国を対象とする都市間連携JCM案件可能性調査

(一社)海外環境協力センターによるモンゴル国を対象とした「平成28年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業」(環境省委託事業)に、北海道、札幌市、道内企業とともに参画し、モンゴル国ウランバートル市(10月27日)と札幌市(1月20日)でワークショップを開催するなど調査を実施した。

(iii) モンゴル国におけるビジネス環境調査

経済産業省北海道経済産業局からの依頼を受け、モンゴル国との経済交流促進に資するモンゴル国の政治経済状況及び道内企業の参入意向などに関する基礎的調査を実施した。

② 境界研究事業

北大スラブ・ユーラシア研究センターが行う国境観光研究に参画し、サハリン州北緯50度線地域の観光資源調査等を行い、ボーダーツーリズム(国境観光)の振興策などについて調査研究を行った。

③ ロシア連邦シベリア地方(ノボシビルスク)ビジネス環境調査

北海道経済産業局によるノボシビルスク市での調査に参加し、シベリア地方での寒冷地技術・製品分野の新たなビジネス展開の可能性等を調査した。

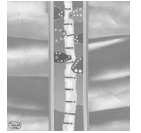
(2) 国際情報ネットワーク事業

インターネットを活用して国際交流等の情報を集約・蓄積し、広く道民などに提供した。また、Facebookにより、ハイエックなどの事業の実施予定や実施結果に関する情報のタイムリーな発信に努めた。

(3) 季刊誌「Hoppoken(北方圏)」の発行(Vol.176(夏)号～179(春)号)

会員をはじめとした道民に、国際理解の促進に資する情報や、国際交流等の取り組みに関する情報を提供することを目的に、年4回、各1,500部発行。

<表紙説明>
美術家・阿部典英氏の
「夏」
2016年制作
H204mm×W192mm



特集 イラン——その魅力と素顔

小倉孝保の「世界の「そもそも」第2回
英国と欧州のやっかいな関係
毎日新聞外信部長 小倉 孝保

通別漁協の「ホタテ革命」
——世界市場に向け、ロボット導入へ
毎日新聞テヘラン支局長 田中 龍士

北海道から世界へ——世界から北海道に
〈フットパスイズム⑧〉最終回
イングランド・テムズパス
小川 浩一郎

北海道観光の現場から 第6回
おもてなしの課題
北海道オアシナルアース取締役 水山 茂

国際情勢セミナー 中央アジアの物流とビジネス環境
スウェーデン——多文化社会？
ポーターツーリズム(国境観光)による地域づくり
北海道オアシナルアース取締役 水山 茂

ロシアビジネスマンセミナー2016
——ロシア経済の展望と極東をめぐる新経済政策
——日本・北海道の対策を探る
ハイチウナ産業研究員 高田 喜博

直行便就航で身近になったマレーシア
ハイチウナ産業研究員 森内 壮夫

「北海道大学北極域研究センター」と
「北極域共同研究推進拠点」の設立
ハイチウナ産業研究員 森内 壮夫

ハイエック平成28年度事業計画及び予算の承認
シリア難民を考える
ハイチウナ産業研究員 森内 壮夫

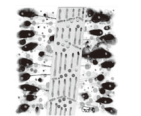
新・北の美 ⑦ 安田侃「真無」
北海道国際化のいま④
北海道総合政策部国際局 三本ゆかり局長に聞く

旅情人生 (第25回) ある感動
シリーズ 海外進出 飛躍する道内企業 第14回
名物の豚丼でアジアに挑戦 帯広の老舗「はげ天」

北のさかな キンキイメンメ
美術家 阿部 典英

SALOON・HIECCだより
編集後記

<表紙説明>
美術家・阿部典英氏の
「秋」
2016年制作
H204mm×W192mm



特集 インドネシアの大規模森林火災

「ホース・キャピタル」米ケンタッキー州の競馬産業
毎日新聞ジャカルタ支局長 平野 光芳

小倉孝保の「世界の「そもそも」第3回
失敗に終わったトルコのクーデター
毎日新聞外信部長 小倉 孝保

北海道から世界へ——世界から北海道に
ハンガリー原産「国宝」の豚を幕別で飼育 ほか
北海道観光の現場から 第7回

「観光列車」の最新事情
日本モンゴル農業フォーラム
北海道オアシナルアース取締役 水山 茂

サハリンの密航メーカが日本進出
——北海道の住まいをより暖かく
世界を知る講演会 in 滝川市
北海道オアシナルアース取締役 水山 茂

ワールド・トレジャー 私の世界遺産
ジョセル王のピラミッド(エジプト・サッカラ)
ハイチウナ産業研究員 高田 喜博

日中韓北極セミナー
「北極域の持続可能な利用について」
寒地港湾技術研究センター
タイ人グループが初参加
石狩市立産業経済部農工学部長 河田 寛史

「いしかり浜サンドパーク2016」に
国際理解促進セミナー「イスラームにおける食事とハラール認証」
アジアの経済成長と北海道の「観光立国」
外国人観光客6000万人時代
ハイチウナ産業研究員 高田 喜博

新北の美 ⑧ カーボンアーク式35mm映写機「富士セントラルD7型」
北海道国際化のいま⑤
札幌国際プラザ 若林秀博副理事長に聞く

旅情人生 (第26回) 一つの記憶
シリーズ 海外進出 飛躍する道内企業 第15回
空素氷の技術普及を目指して 昭和冷凍プラント

北のさかな シンシャモ
美術家 阿部 典英

SALOON・HIECCだより
編集後記

<表紙説明>
美術家・阿部典英氏の
「冬」
2016年制作
H 204mm x W 192mm



奪われたアイヌ遺骨―ベルリンからの報告 毎日新聞ベルリン支局 中西 啓介 7	北海道におけるアイヌ遺骨問題 毎日新聞社総務部編集 前北海道情報 二股 智子 18	新連載 頼太太の台北日記 ① 小倉孝保の「世界の「そもそも」第4回」 世界最大の権力を持つ米大統領 北海道から世界へ―世界から北海道へ 北海道観光の現場から 第8回 鯨を巡る新たな旅 北海道とモンゴルの交流推進事業近況―ハイエックの取り組み ポーターリズム報告 「サハリン北緯50度国境紀行」 北海道・サハリン州市民交流会議 ワールド・トレジャー 私の世界遺産 カフエ・ハベルカ(オーストリア・ウィーン)	ロシアビジネスセミナー 「急展開する日露ビジネスの可能性と今後の展望」 APF日本中ロ4カ国フォーラム 「北海道ルネサンスと日米中ロ4カ国の英知」 インドネシアの観光―FAMトリップに参加して フィンランド―日大基調講演 「不屈の国フィンランド―1000年の歩み」 新・北の美 ⑦⑧ 金子剛亭(海老) 柳沢 弥生 2 北海道国際化のいま⑥ 北海道経済産業局国際課長 佐藤憲明氏に聞く 旅情人生 第27回 ここが地球の中心 小椋山 博 28 シリーズ 海外進出 飛躍する道内企業 第16回 本物の日本の米を世界に届ける Wakka Japan(ワッカジャパン) 北のさかな ホッケ 美術家 阿部 典英 62	SALON・HECCだよ 編集後記 61 59
---	--	---	---	----------------------------

<表紙説明>
美術家・阿部典英氏の
「春」
2017年制作
H 204mm x W 192mm



世界で最も新しい国 南スーダンの「真実」 毎日新聞ヨハネスブルグ支局 小泉 大士 7	中国・天津 大型船舶安クルーズ大人気 観光客誘致戦略に新たな視点を 小倉孝保の「世界の「そもそも」第5回」 例を見ない展開 フランス大統領選挙 頼太太の台北日記 ② 北海道から世界へ―世界から北海道へ 北海道観光の現場から 第9回 もう一つの鉄道の1周年 知られざる発展地域シベリア ノボシビルスクを訪問して 北海道とモンゴルの交流推進事業近況 ビジネスフォーラムなど ワールド・トレジャー 私の世界遺産 天壇(中国・北京) 第32回北方圏国際シンポジウム「オホーツク海と流水」 北方圏講座「スウェーデンのたぐく講演とミニコンサート」 新連載 外国人経営のレストラン① インドネシア料理 ハラルフード・ワルン・ジャワ 平成28年度海外派遣事業に参加して 北海道多文化共創アワード2016 北海道で先進的な取り組みを行っている団体を表彰 ウガンダ国からJICA研修員を受け入れて 北方圏講座 日ロ友好の架け橋に 在札幌ロシア連邦総領事館の50年	新・北の美 ⑦⑧ イサム・ノグチ(オンファローズ) 宮井 和美 2 北海道国際化のいま⑦ 北海道銀行国際部長 大村琢氏に聞く 旅情人生 第28回 ロボット 小椋山 博 26 シリーズ 海外進出 飛躍する道内企業 第17回 北海道の味覚・イカとイクラを世界に カネサン 佐藤水産 北のさかな ツブ 美術家 阿部 典英 62	SALON・HECCだよ 編集後記 61 59
--	--	--	----------------------------

3 海外派遣研修

(1) 海外派遣事業（黒竜江省との青年交流事業）

海外の地域事情や関係機関の視察及び学生等との意見交換などを通じて、国際的視野をもって地域づくりに貢献できる人材を育成するため、北海道との友好提携 30 周年を迎えた中国黒竜江省などに道内各地の青年 6 名を派遣した。

派遣期間：11 月 16 日（水）～ 23 日（水）

派遣先：中国（ハルビン市、上海市、北京市）

参加者：道内青年 6 名



東北林業大学の学生と交流（ハルビン市）



中日友好協会を訪問（北京市）

(2) 高校生・世界の架け橋養成事業

① 高校生・アジアの架け橋養成事業

将来の北海道を担う高校生を開発途上国に派遣し、格差や環境問題など地球規模の問題等を身近に考える現地研修を行うとともに、帰国後は道内の中学校や高校で現地での経験を報告し、積極的に仲間や社会と連携できる人材の育成を図った。

派遣期間：7 月 31 日（日）～ 8 月 7 日（日） 派遣先：フィリピン

参加者：高校生 10 名

事前研修 2 回、事後研修 2 回、報告会 7 回（学校、道民向け）



セブ市の特別支援学校で子どもたちと交流



3月に開催した道民向け報告会

② 済州国際青少年フォーラム 2016

韓国・済州島で開催された第7回済州青少年フォーラムに道内の高校生7名を派遣し、世界に共通する社会問題をテーマに8カ国22地域から148名が参加した同世代の若者たちとともにパネル討論や文化体験等を行った。また、派遣の事前事後の研修会を計7回、道民向けの報告会を1回開催した。

派遣期間：11月3日（木）～7日（月）



参加した高校生によるパネルディスカッション

4 多文化共生の推進

(1) 多文化共生ネットワーク 連携推進協議会との連携

「北海道多文化共生地域づくり推進協議会」での検討、協議をもとに、ネットワーク構成団体と北海道の多文化共生の実現に資する各種事業を実施し、さらなるネットワーク構築に取組んだ。（各事業は下記のとおり）

- ① 北海道在住外国人防災教育・訓練促進事業
室蘭市において、室蘭工業大学との共催により、外国人留学生を対象に、地震などの自然災害について正しい知識を習得するとともに、災害発生時における必要な情報収集や取るべき行動についての訓練などを行った。

2月18日（土） 室蘭市 留学生24人参加



心肺蘇生訓練に参加する留学生（室蘭市）

- ② 多文化共生啓発事業（講演会）

北海道の高齢化が全国を上回るスピードで進む中、外国人も地域社会を構成する一員として、地域の発展・活性化に資する多文化共生社会の実現に向けた講演会を開催した。

12月9日（金）

▽旭川市（旭川市国際交流委員会共催）

テーマ：「インバウンド促進と多文化共生～
外国人も滞在しやすい環境づくり」

講師：多文化共生センター大阪

代表理事 田村太郎氏



田村太郎氏による講演

- ③ 多文化共生コーディネーター研修会
道内の多文化共生社会の実現を目指すとともに、今後の地域づくりの参考としてもらうため、事業担当者の研修会を行った。

10月24日（日）▽旭川市（（一財）北海道国際交流センター共催）

講師：（一財）北海道国際交流センター
事務局長 池田誠氏

- ④ 災害支援多言語サポーター募集説明会
3月5日（日） 釧路市
（釧路国際交流の会共催） 24名参加



避難所運営ゲーム（HUG）に取り組む参加者

（2）多文化共生の取り組み

道内各地域における外国人との共生に向けた環境づくりを一層推進するため、各種事業を実施した。

- ① 外国人観光客原子力災害退避訓練

「北海道原子力防災訓練」において、事故発生後に外国人観光客を速やかに退避させる訓練を行った。

11月14日（月）▽余市町

参加者（外国人）21人

- ② 多文化共生ワークショップ

総務省から「多文化共生推進プラン」が発表されて11年が経過したことから、札幌国際プラザ等と共催し、これまでの活動を振り返るとともに、今後を見据えた取組みを考えるワークショップを開催した。

12月10日（土）札幌市 参加者 26人

- ③ 世界の料理教室

道内在住外国人と道民が料理を通じてその国の伝統や食文化の一端に触れるとともに相互理解を深めるため、2カ国の料理講習会を関係団体と連携して実施した。

10月27日（木）旭川市 日ロ文化協会「リャビーナ」の会共催

2月19日（日）札幌市 北海道フィンランド協会共催

- ④ 国際交流ボランティアの登録と派遣

国際交流事業に協力するボランティアの募集・登録を行い、各地域や交流団体等の事業に派遣した。

● 登録者：42人（3月31日現在）

● ボランティアの派遣回数：1回



ガイドの指示に従って避難する外国人

⑤ 北海道災害支援多言語サポーター登録事業

登録サポーター数 43人

⑥ 外国人サポートデスク

⑦ 留学生支援物品等登録事業

外国人留学生に対して提供いただける生活物品を登録し、大学を通じて斡旋支援を行った。

● 登録数：4件（3月31日現在）

(3) 北海道多文化共生アワード（表彰事業）

本道在住の外国人と道民がともに地域の発展や活性化に貢献できる社会実現のため、人材育成、居住環境、防災、教育、地域づくりなどさまざまな分野において顕著な取り組みを行っている団体を表彰する「北海道多文化共生アワード」を創設し、初年度は2団体を表彰した。

表彰団体（優秀賞）2団体 NPO 法人エスニコ（札幌市）
留学生フレンドシップ（室蘭市）

表彰式 1月18日（水） 札幌プリンスホテル



受賞した2団体の代表者に賞状授与

国際交流の推進

1 諸外国との交流の実施

(1) 中国訪問事業

北海道と黒竜江省の友好提携30周年を迎えたことから、ハイエック役員及び北海道青年訪問団を派遣し、北海道及び北海道議会の訪問団とともに記念行事等に参加した。

北海道・黒竜江省友好提携30周年記念式典等

11月17日(木)～18日(金) 哈爾濱市

(2) 北海道外国訪問団の受け入れ 〈南米圏交流〉

アルゼンチンの北海道移住者子弟6名による訪問団を受け入れ、道民との交流や地域の視察等を通じ、友好親善を深めるとともに、父祖の地・北海道への理解促進を図った。

受入期間：1月31日(火)～2月7日(火)

訪問地：札幌市、北広島市等



視察に訪れた北海道新聞本社工場で記念撮影

(3) 日韓スポーツ交流

北海道と韓国との特色ある交流・協力を進めるため、韓国・慶尚南道に訪問団を派遣し、道内で誕生した特色あるローカルスポーツであるミニバレーの普及を図った。平成28年度は、北海道と慶尚南道との交流趣意書締結10周年記念事業として両地域の大学生によるミニバレー青年交流事業もあわせて実施した。

派遣期間：8月30日(火)～9月2日(金)

派遣団：21名(ハイエック、北海道ミニバレー協会など)

訪問地：慶尚南道 巨済市、昌原市



ミニバレー親善試合(巨済市)



親善試合後に日韓関係者と集合写真(昌原市)

(4) 韓国大学生訪日研修団受入事業

「対日理解促進交流プログラム（JENESYS 2016）」の一環で、（公財）日韓文化交流基金が実施する「韓国大学生訪日研修の地方プログラム」を北海道庁等と連携して受け入れ、ホームステイや学生交流、企業視察、またソーラン節など日本文化体験を実施した。

道内受入期間 2月3日（金）～ 8日（水）

韓国青年訪問団 全78名（うち学生68名）



日韓の大学生同士の交流



ソーラン節を体験

(5) 北海道青少年中国派遣事業

中国政府（在札幌中華人民共和国総領事館）の招待により、道内の青少年が中国を訪問し、高校・大学生等と交流を行うとともに、歴史・文化施設の見学や体験を通じて、中国に対する理解を深めた。

派遣期間：8月6日（土）～ 14日（日）

派遣先：ハルビン市、西安市、上海市、北京市

参加者：高校生13名、大学生リーダー3名



聖ソフィア大聖堂の前で（ハルビン市）



北海道を紹介するプレゼンテーションを行う日本人学生（西安市）

(6) カルチャーナイト2016における国際交流

施設の夜間開放を通じて企業・行政が協働し、道民が地域の文化を楽しむ機会をつくるカルチャーナイトに参加し、「世界の遊びを体験しよう」などのプログラムにより、来訪者と外国人との交流の場を設け、ハイエックの活動を紹介した。

7月22日（金）ハイエック特別会議室ほか
（来訪者81人）



ワールドカフェ（留学生と話そう！）

2 留学生受け入れの促進

(1) 留学生修学支援の実施

道内大学における外国人留学生受け入れ促進を支援するため、留学生に修学助成を行うとともに、助成金受給者を「外国人サポーター」として登録し、地域の交流事業への参加等を促進した。

修学助成の概要

支給対象者：私費留学生（大学院生など）

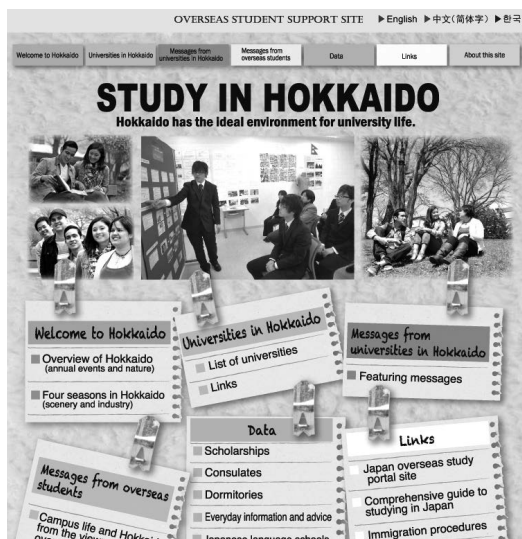
支給対象人数：50人

支給額：月額15,000円

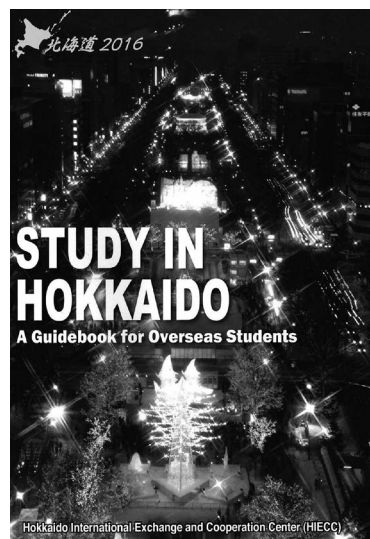
(2) 大学プロモーションの実施

外国人留学生の受け入れを促進するため、海外の関係機関や大学・学生等に対し、道内大学のプロモーションを行った。

- ① プロモーションサイトの運営（英語、中国語、韓国語） ② 留学ガイドブックの作成、配布



トップページ (<http://study-hokkaido.com>)



留学ガイドブック

- ③ 日本留学フェアにおけるプロモーション

ベトナムの2都市で開催された日本学生支援機構主催の留学フェアに参加し、学生等へのプロモーションを行うとともに、北海道や大学のPR資料を配付した。

10月15日（土） ハノイ会場 ブース来場者：約150名

10月16日（日） ホーチミン会場 ブース来場者：約120名



日本留学フェア-ハノイ会場



ブースを訪れた来場者に北海道の大学をPR

④ 帰国者留学生向けメールマガジンの発行

帰国した外国人留学生に対し、北海道の今の様子や就職など各種情報を提供するメールマガジン「留学生サポーターだより」を年3回発行し、本道の理解促進を行った。

(3) 留学生等地域交流の実施

北海道内の大学で学ぶ留学生7カ国18名を道北の下川町に案内し、「第13回しもかわうどん夏まつり」の百足競争に参加するなど地域住民との交流を行うとともに、「低炭素社会構築」など下川町の環境への取り組みを学んだ。

北海道留学生ふれあい交流 in しもかわ（中島記念国際交流財団助成事業）

8月28日（日）～29日（月）



谷一之 下川町長と



カラマツを原料とする木炭の説明を受ける

3 海外移住者への支援

(1) 留学生の受け入れ〈南米圏交流〉

ブラジル道人会からの留学生を受け入れ、修学や専門技術の研修を実施し、北海道と移住国との架け橋の役割を担う人材の育成を図った。

(2) 道人会活動の支援〈南米圏交流〉

北海道出身者で組織する道人会の運営や移住者への情報提供活動などを支援した。

- ・ブラジル北海道文化福祉協会
- ・全パラグアイ北海道人会連合会
- ・在亜（アルゼンチン）北海道人会
- ・サハリン北海道人会

4 各種交流事業への助成

国際交流事業資産による助成

世界諸地域との交流を促進し、北海道の生活文化や産業経済の発展に寄与するため、国際交流事業資産の運用益により、国際交流団体等が実施する各種交流事業 10 件（文化 6、交流 2、教育 2、催事 2）に対し、計 185 万円を助成した。

平成 28 年度 国際交流基金助成実績

助成対象事業名		助成額 (千円)	場所	時期	趣旨・内容
事業名	主催者				
ソウルフレンドシップ フェア「文化公演」	(NPO) 民族歌舞団 こぶし座	100	ソウル	5月	ソウル特別市が主催する「ソウルフレンドシップフェア」に北海道代表として参加し、日本伝統文化を紹介するとともに、日韓演奏技術の向上や両地域の友好発展に寄与した。
シベリウスの食卓 ～シベリウスの音楽と フィンランドの料理を 楽しむ会～	日本シベリウス 協会北海道支部	200	札幌市	5月	フィンランドが誇る世界的作曲家シベリウスの生誕 150 年を記念し、フィンランドよりソプラノ歌手を招聘し、マスタークラスや演奏会、併せてフィンランド料理や演奏による交流会を開催した。
NPG カナダ文化交流 プロジェクト	芸森スタジオ 音楽交流組織 委員会	100	トロント	6月	サッポロジャズフェスティバルのコンテストで優勝した演奏者が前年に続き、トロントのジャズフェスティバルに参加する機会を得たことから、併せて、当地でホームステイや学校訪問による高校・大学生との音楽交流を行った。
札幌芸術の森 国際ユース ジャズキャンプ	(公財) 札幌市 芸術文化財団	200	札幌市	7月 8月	札幌芸術の森開園 30 周年を記念して、道内各地のジャズスクールやノルウェーなど海外 6 カ国など計約 230 名の小中学生による音楽交流を実施、11～13 のジュニアジャズバンドを結成し、各地で演奏会を開催した。
日本・カナダ アイスホッケー 国際交流会	同実行委員会	150	釧路市	7月	釧路市の高校とカナダのチームによるアイスホッケーの国際親善試合を開催するとともに、ホームステイや交流会を行い、くしろ霧フェスティバルへの参加、座禅や神事などの日本文化体験を通し市民レベルでの交流を行った。
北海道・ロシア 極東交流事業	同実行委員会	500	札幌市	7月 ～ 9月	① 第 18 回青少年体験・友情の船 サハリン州の青少年 43 名を受入れ、青少年同士宿泊を共にしながら文化交流や野外活動を行った。 ② 第 11 回市民交流会議 北海道及びサハリン州の姉妹市町村、友好団体などが一堂に会し、両地域の観光交流をテーマに意見交換を行った。

第6回フィンランド 一日大学 2016	北海道 フィンランド 協会	200	札幌市	11月	北海道フィンランド協会創立40周年記念事業として、フィンランドの歴史・生活・文化等について基調講演やセミナーを通じて集中的に学習する「一日大学」を広く道民を対象に開催し、フィンランドとの相互理解促進を図った。
国際協力フェスタ 2016	北海道 NGO ネットワーク 協議会	100	札幌市	12月	道内の NGO が協働で実施するイベントで、国際協力パネル展や活動紹介ブースのほか、ステージパフォーマンスやトークショーを実施し、国際協力についての情報を市民に広く提供した。
シンガポール スタディツアー	(一社) 滝川国際 交流協会	100	シンガポール	10月	シンガポールの多民族性や経済発展状況を知ることを通し、異文化を理解し、国際的視野を広め、多文化共生を推進する人材を育成するため、シンガポールでのスタディツアーを実施、シンガポール国際大学を訪問し、青少年交流を行った。
世界のこども フェスティバル 2016	世界のこども	200	函館市	2月	ロシアとスリランカから招聘した青少年の舞踊団体のステージパフォーマンス・ワークショップ、また函館の子ども達の合唱、和太鼓、人形劇などを通して相互交流を深め、将来の国際化を担う人材育成を図った。
計 10 事業		1,850			

5 地域・諸団体との交流

(1) 国際交流地域懇談会の開催

地域で国際交流・協力活動を行っている市町村や国際交流団体等との連携を深めるため、道内各地で関係者と情報交換や今後の活動における連携などについて意見交換を行う国際交流地域懇談会を開催した。

- ① 7月25日(月) 留萌市
- ② 10月6日(木) 倶知安町
- ③ 12月8日(木) 岩見沢市
- ④ 12月14日(水) 札幌市

※ 道央エリアを対象に多文化共生に関する基礎的情報の共有を目的とし、「多文化共生講演会」を開催した。



留萌市での地域懇談会

(2) 実行委員会事業の推進

関係機関や関係団体が共同して開催する国際交流事業等の実行委員会に参画し、事業の実施に協力した。

① 北海道・ロシア極東交流事業

北海道とサハリン州との友好を深めるため、「市民交流会議」及び青少年を対象とした「体験・友情の翼」事業の実行委員会に参加し、事業の円滑な実施に協力した。

- ・市民交流会議（11月11日（金）▽札幌市）
テーマ：「北海道とサハリン州の観光交流発展に向けて」
- ・体験・友情の翼（7月27日（水）～8月3日（水）▽札幌市ほか）

② 第39回サッポロ・インターナショナルナイトの共催（平成24年度より共催）

外国人留学生と日本人の大学生や高校生らが「語ろう、世界の今！」のテーマの下、グループ討論、また交流会を行った。

12月11日（日）▽京王プラザホテル札幌／かでの2・7 参加者：326人35カ国

- ・第1部：グループ討論（以下、テーマ）
 - A. 世界から見た日本、日本人
 - B. 札幌の教育格差
 - C. いじめのない社会を目指して
 - D. 世界の家族事情
 - E. 仕事と生活の調和について考えよう
 - F. 世界のトレンド文化
 - G. 戦争の悲惨さをなくすために
- ・第2部：交流パーティー
主催者挨拶の後、ディスカッションの成果報告を行い、最後は参加者全員でポップソングや流行の「PPAP」で盛り上がり、相互理解や親睦を深めた。



学生によるディスカッション（かでの2・7）

(3) 在北海道外国公館・通商事務所等協議会の運営及び事業の実施

北海道に開設されている総領事館、領事館、通商事務所等の相互の連携と情報の共有を図り、各国と北海道との間で経済、教育、文化など様々な分野の交流を促進することを目的に設立された「在北海道外国公館・通商事務所等協議会」の事務局を務めるとともに、道民と外国公館の架け橋となる活動を行った。

協議会構成員：在道総領事館等6、在道名誉領事館20、賛助会員4（平成29年3月末現在）

【活動概要】

① 総会

協議会会長のロナルド・グリーン在札幌オーストラリア領事館領事をはじめ、各国の総領事、11名の名誉領事など17名が出席し、事業計画などについて協議を行った。

② 学校訪問事業

各総領事館の総領事などが、道内中学校・高等学校等の学校現場に赴き、自国の文化や総領事館の業務などを紹介し、生徒たちの国際的な視野を広げ、異文化等に対する理解を深めた。



札幌プリンスホテルでの総会

◎ 学校訪問

- i 札幌大通高校 ～ 韓国総領事館（8月29日（金））
- ii 札幌市立しらかば台小学校 ～ アメリカ総領事館（9月30日（金））
- iii 室蘭市本室蘭中学校 ～ オーストラリア領事館（10月7日（金））
- iv 札幌清田高校 ～ 全公館（10月21日（金）、28日（金））
- v 札幌市立南が丘中学校 ～ ロシア総領事館、中国総領事館、オーストラリア領事館（11月30日（水））

③ インターナショナルウィーク

総領事館等を道民に身近な外国としてPRするため、各国の経済事情や文化を紹介する展示・PR展やパフォーマンスなどを行った。道民の参加者は延べ10,800名を超えた。

◎ 展示・PR

期 間：11月28日（月）～30日（水）
会 場：札幌駅前地下歩行空間 北3条交差点広場
参加者：総領事館等（6ヶ国）、名誉領事館（13カ国）

◎ 文化紹介パフォーマンス

期 間：11月28日（月）～30日（水）
会 場：札幌駅前地下歩行空間 北3条交差点広場
参加者：総領事館等（9ヶ国）



オープニングセレモニー



各国の展示ブースを訪れる市民



文化紹介パフォーマンス

④ 新年交礼会

協議会の構成員である各国外国公館の総領事や名誉領事はもとより、北海道知事、北海道経済産業局長をはじめとする官公庁、北海道商工会議所連合会会頭など道内経済界や大学、報道機関、さらには国際交流・協力団体の代表者など多くの出席者が交流を深めた。

1月18日（水）▽札幌プリンスホテル 国際館パミール

主催者：在北海道外国公館・通商事務所等協議会

参加者：78名（自治体、国際交流・協力団体、経済団体、報道機関ほか）



生方誠司 協議会副会長の主催者挨拶



辻泰弘 道副知事らが来賓挨拶

国際協力の推進

1 国際協力機構（JICA）研修事業への参画

（1） 研修事業の実施

JICA 北海道国際センター（札幌）が実施する研修6事業を受託し、研修実施のためのコーディネートを行った。

① 課題別研修「上水道施設技術総合（B）」

（受け入れ期間：

6月6日（月）～8月19日（金）



札幌市水道局で配管図の作成技術を学ぶ

② 国別研修「コートジボワール・

コミュニティ開発計画策定能力強化」

（受け入れ期間：

7月4日（月）～7月20日（水）



滝川市議会議場を視察

- ③ 課題別研修「認証制度やブランド化を通じた森林資源の総合利用による地域振興」
(受け入れ期間：
9月2日(金)～10月28日(金))



北大雨竜研究林で実地研修

- ④ 課題別研修「官民連携による
地域観光マーケティング」
(受け入れ期間：
9月5日(月)～10月7日(金))



観光マーケティングの分析に取り組む研究員

- ⑤ 課題別研修「サブサハラアフリカ
地域地方教育強化」
(受け入れ期間：
1月9日(月)～2月3日(金))



苫小牧市内の中学校を訪問

- ⑥国別研修「ウガンダ国アチョリ・西ナイル
地域コミュニティ開発計画策定能力強化」
(受け入れ期間：
2月6日(月)～2月24日(金))



地区センターで住民と交流(札幌市清田区)

(2) 草の根技術協力事業の実施

JICA 草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」を活用し、札幌市水道局や札幌市水道サービス協会と連携のもと、モンゴル国ウランバートル市の安定的な送配水システムの整備を目的として、「送配水機能改善協力プロジェクト」を平成30年までの3年間の予定で実施。



ウランバートル市での資機材配置現地研修

2 海外からの研修員の受入

海外技術研修員の受け入れ(南米圏域交流)

技術研修員として、南米パラグアイとアルゼンチンの北海道人会から本道出身移住者子弟をそれぞれ1名受け入れ、専門技術や日本語研修を実施し、北海道と南米圏との架け橋の役割を担う人材の育成を図った。
(受け入れ期間：平成28年6月～平成29年3月)

3 国際協力情報の収集・提供

国際協力情報紙「であい」の発行

国際協力や開発途上国についての理解を深めてもらうため、ハイエックや道内国際交流・協力団体の事業・活動などを紹介する国際協力情報紙「であい」を、年3回、各2,000部発行し、道内外の国際交流・協力団体、道内の市町村、道内大学などに配布した。



各号の主な記事

夏季号 VOL.78

◇特集：道内の外国人受入状況とハイエックの多文化共生事業 ◇アジアの架け橋養成事業参加者 INTERVIEW：高校生・アジアの架け橋養成事業に参加して、その後（松川栞さん） ◇「フィリピン国際交流 サラマ・トゥナイト」（▽札幌市） ◇JICA 草の根技術協力事業「ウランバートル市の送配水改善プロジェクトを開始」◇平成27年度「パラグアイ青年交流団受入事業」◇さっぽろ留学生日記：「新しいこともみんな楽しんで！ 空手から始まった日本との出会い」（スリランカ民主社会主義共和国 サンギータ・ウダーニー・ラトナーヤカさん 北海道大学大学院情報科学研究院） ◇在北海道外国公館・通商事務所等協議会「学校訪問事業」のご案内

秋季号 VOL.79

◇特集：留学生ふれあい交流 in しもかわ ◇道内 NGO・国際交流団体などの活躍：北海道 NGO ネットワーク協議会 ◇世界ふれあいひろば 2016 @ JICA 札幌&リフレサポロ（▽札幌市） ◇韓国・慶尚南道とミニバレー交流を実施（▽韓国・慶尚南道） ◇第2回インターナショナルゴミ拾いビーチウォーク～秋の石狩浜をきれいに！！～（▽石狩市） ◇さっぽろ留学生日記：「次世代へつながる農業機械の開発 食料自給率の向上へ」（イラン・イスラム共和国 アリ・ロシヤニアンファレドさん 北海道大学大学院農学研究院・農学院） ◇ハイエック会員 入会のお祝い

冬季号 VOL.80

◇高校生が見たフィリピン～高校生・アジアの架け橋養成事業 ◇私の国際協力活動日記：いつも自分を成長させてくれる国（山田尚嗣さん） ◇多文化共生ワークショップ「北海道の未来と多文化共生」（▽札幌市） ◇さっぽろ研修員・留学生日記：北海道出身海外移住者子弟留学生（ブラジル連邦共和国 田川・ラファエル・竹男さん）、北海道海外技術研修員（パラグアイ共和国 近藤・山下・アルトゥロ・太さん、アルゼンチン共和国 沼田・ネストルディエゴさん） ◇平成28年度国際交流 in 積丹町（▽積丹町） ◇“北海道・十勝と海外をつなぐ” トークイベント（▽帯広市） ◇第11回医療英語セミナー（▽旭川市）

資料

平成 29 年度 収支予算

平成 29 年度正味財産増減予算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	6,500,000	6,500,000	13,000,000
受取会費	6,500,000	6,500,000	13,000,000
受取補助金等	87,276,000	0	87,276,000
受取北海道補助金	86,216,000	0	86,216,000
民間助成金	1,060,000	0	1,060,000
受取負担金	1,676,000	120,000	1,796,000
受取負担金	1,676,000	120,000	1,796,000
事業収益	31,480,000	0	31,480,000
北方圏誌収益	365,000	0	365,000
研修事業収益	31,115,000	0	31,115,000
特定資産運用収益	5,873,000	1,000	5,874,000
特定資産運用収益	5,873,000	1,000	5,874,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
経常収益計	132,815,000	6,631,000	139,446,000
(2) 経常費用			
事業費	138,279,000	0	138,279,000
役員報酬	4,125,000	0	4,125,000
給料手当	47,566,000	0	47,566,000
福利厚生費	8,723,000	0	8,723,000
臨時雇用費	980,000	0	980,000
旅費交通費	20,673,000	0	20,673,000
通信運搬費	2,790,000	0	2,790,000
減価償却費	207,000	0	207,000
備品費	1,030,000	0	1,030,000
消耗品費	1,078,000	0	1,078,000
修繕費	20,000	0	20,000
印刷製本費	1,074,000	0	1,074,000
燃料費	26,000	0	26,000
食糧費	2,029,000	0	2,029,000
使用料	6,551,000	0	6,551,000
手数料	4,050,000	0	4,050,000
保険料	800,000	0	800,000
広告宣伝費	103,000	0	103,000
委託費	14,876,000	0	14,876,000
諸謝金	4,678,000	0	4,678,000
交際費	477,000	0	477,000
負担金	13,508,000	0	13,508,000
助成金	1,850,000	0	1,850,000
顕彰金	200,000	0	200,000
公課費	865,000	0	865,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	8,435,000	8,435,000
役員報酬	0	1,375,000	1,375,000
給料手当	0	1,223,000	1,223,000
退職給付費用	0	1,897,000	1,897,000
福利厚生費	0	402,000	402,000
会議費	0	45,000	45,000
旅費交通費	0	281,000	281,000
通信運搬費	0	203,000	203,000
減価償却費	0	22,000	22,000
消耗品費	0	61,000	61,000
印刷製本費	0	40,000	40,000
食糧費	0	409,000	409,000
使用料	0	1,203,000	1,203,000
手数料	0	227,000	227,000
保険料	0	13,000	13,000
広告宣伝費	0	82,000	82,000
委託費	0	480,000	480,000
諸謝金	0	420,000	420,000
交際費	0	20,000	20,000
負担金	0	5,000	5,000
公課費	0	27,000	27,000
経常費用計	138,279,000	8,435,000	146,714,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,464,000	△ 1,804,000	△ 7,268,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,464,000	△ 1,804,000	△ 7,268,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,464,000	△ 1,804,000	△ 7,268,000
一般正味財産期首残高			552,894,627
一般正味財産期末残高			545,626,627
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			545,626,627

(注)

- 1 公益目的事業会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は 647,000 円、使用料のうち行政財産使用料は 2,436,000 円。
- 2 法人会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は 216,000 円、使用料のうち行政財産使用料は 813,000 円。

平成 28 年度 収支決算

平成 28 年度正味財産増減計算書内訳表

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	6,620,500	6,620,500	13,241,000
受取会費	6,620,500	6,620,500	13,241,000
受取補助金等	85,407,373	0	85,407,373
受取北海道補助金	85,028,373	0	85,028,373
受取民間助成金	379,000	0	379,000
受取負担金	2,809,290	0	2,809,290
受取負担金	2,809,290	0	2,809,290
事業収益	33,213,347	557,078	33,770,425
北方圏誌収益	415,346	0	415,346
調査研究事業収益	1,775,229	0	1,775,229
研修事業収益	31,022,772	557,078	31,579,850
特定資産運用収益	5,164,253	1,256	5,165,509
特定資産運用収益	5,164,253	1,256	5,165,509
雑収益	7,736	20,178	27,914
雑収益	7,736	20,178	27,914
経常収益計	133,222,499	7,199,012	140,421,511
(2) 経常費用			
事業費	136,415,577	0	136,415,577
役員報酬	4,125,000	0	4,125,000
給料手当	45,704,114	0	45,704,114
賞与引当金繰入	2,172,525	0	2,172,525
福利厚生費	8,458,703	0	8,458,703
臨時雇用費	1,219,292	0	1,219,292
旅費交通費	18,415,823	0	18,415,823
通信運搬費	1,408,593	0	1,408,593
減価償却費	206,468	0	206,468
備品費	2,024,568	0	2,024,568
消耗品費	1,252,242	0	1,252,242
印刷製本費	988,127	0	988,127
燃料費	14,961	0	14,961
食糧費	1,302,237	0	1,302,237
使用料	6,673,181	0	6,673,181
手数料	6,251,031	0	6,251,031
保険料	417,505	0	417,505
広告宣伝費	77,760	0	77,760
委託費	14,929,220	0	14,929,220
諸謝金	4,128,049	0	4,128,049
交際費	566,910	0	566,910
負担金	12,732,546	0	12,732,546
助成金	1,850,000	0	1,850,000
公課費	1,296,722	0	1,296,722
顕彰金	200,000	0	200,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	7,199,012	7,199,012
役員報酬	0	1,375,000	1,375,000
給料手当	0	1,198,540	1,198,540
退職給付費用	0	392,510	392,510
福利厚生費	0	392,365	392,365
会議費	0	34,433	34,433
旅費交通費	0	155,480	155,480
通信運搬費	0	228,480	228,480
減価償却費	0	21,210	21,210
備品費	0	572,210	572,210
消耗品費	0	161,974	161,974
修繕費	0	97,200	97,200
印刷製本費	0	68,472	68,472
食糧費	0	124,359	124,359
使用料	0	1,091,328	1,091,328
手数料	0	296,976	296,976
保険料	0	11,949	11,949
広告宣伝費	0	88,200	88,200
委託費	0	449,448	449,448
諸謝金	0	405,400	405,400
交際費	0	10,000	10,000
公課費	0	23,478	23,478
経常費用計	136,415,577	7,199,012	143,614,589
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,193,078	0	△ 3,193,078
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,193,078	0	△ 3,193,078
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	2	0	2
経常外費用計	2	0	2
当期経常外増減額	△ 2	0	△ 2
当期一般正味財産増減額	△ 3,193,080	0	△ 3,193,080
一般正味財産期首残高			554,982,161
一般正味財産期末残高			551,789,081
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			551,789,081

平成 28 年度貸借対照表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	117,553	48,820	68,733
預金	4,376,258	3,410,185	966,073
未収金	365,373	175,000	190,373
仮払金	15,000	95,048	△ 80,048
貯蔵品	137,187	170,037	△ 32,850
流動資産合計	5,011,371	3,899,090	1,112,281
2. 固定資産			
特定資産			
国際交流事業資産	506,615,049	506,589,873	25,176
創立 40 周年記念事業資産	2,000,000	2,000,000	
南米移住 100 周年記念事業資産	2,000,000	2,000,000	0
退職給付引当資産	6,214,820	5,822,310	392,510
特定資産合計	516,829,869	516,412,183	417,686
その他固定資産			
事業調整資金	5,843,212	6,643,212	△ 800,000
運営調整資金	34,051,386	36,251,386	△ 2,200,000
什器備品	486,198	713,878	△ 227,680
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	40,899,641	44,127,321	△ 3,227,680
固定資産合計	557,729,510	560,539,504	△ 2,809,994
資産合計	562,740,881	564,438,594	△ 1,697,713
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,533,154	1,591,571	941,583
預り金	31,301	49,983	△ 18,682
賞与引当金	2,172,525	1,992,569	179,956
流動負債合計	4,736,980	3,634,123	1,102,857
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,214,820	5,822,310	392,510
固定負債合計	6,214,820	5,822,310	392,510
負債合計	10,951,800	9,456,433	1,495,367
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	551,789,081	554,982,161	△ 3,193,080
正味財産合計	551,789,081	554,982,161	△ 3,193,080
負債及び正味財産合計	562,740,881	564,438,594	△ 1,697,713

平成 28 年度 来訪者

国名	年月日	肩書	氏名(敬称略)	来訪目的等
ブラジル	2016年4月21日	北海道海外移住者子弟留学生	田川・ラファエル竹男	表敬訪問
パラグアイ	2016年6月3日	北海道海外技術研修員	近藤・山下・アルトゥロ・太	表敬訪問
アルゼンチン	2016年6月3日	北海道海外技術研修員	沼田・ネストル・ディエゴ	表敬訪問
モンゴル	2016年10月18日	ウランバートル市大気汚染消滅局 副局長	ガリンベック・カールタイ	表敬訪問
モンゴル	2016年10月18日	モンゴル国立大学 准教授	アマルバヤル・アディヤバット	表敬訪問
フランス	2016年12月5日	ポール・ボキューズ学院提携新設校 設立準備委員会 委員長	ミシェル・プロスベリ	表敬訪問
アルゼンチン	2017年2月1日	アルゼンチン青年交流団 団長	安原 汪 他5名	表敬訪問
フィンランド	2017年2月6日	国際雪像・氷彫刻協会 会長	ユハニ・リルベリ	表敬訪問

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款

第1章 総 則

- (名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（H I E C C）」）と称する。
- (事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

第2章 目的及び事業

- (目 的) 第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。
- (事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 国際交流の推進
 - (2) 国際相互理解の推進
 - (3) 国際協力の推進
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- (法人の構成員) 第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
- (1) 個人会員
 - ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
 - ② 学生等会員
 - ③ 主婦（夫）等会員
 - ④ シニア会員
 - (2) 法人等会員
 - 2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。
 - 3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- (会員の資格の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。
- (経費の負担) 第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。
- (1) 個人会員

① 一般会員	1口	5,000円	1口以上
② 学生等会員	1口	2,000円	1口以上
③ 主婦（夫）等会員	1口	2,000円	1口以上
④ シニア会員	1口	2,000円	1口以上
 - (2) 法人等会員
1口 10,000円 1口以上
- (任意退会) 第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- (除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。
- (会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

- (構成) 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- (権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催) 第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- (招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- (議長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。
- (議決権) 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- (決議) 第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
- (議事録) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

第5章 役 員

- (役員の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 25名以上33名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。
3 副会長は、会長を補佐する。
4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (役員の任期) 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任) 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- (役員の報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

- (構 成) 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権 限) 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (開催及び招集) 第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- (議 長) 第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。
- (決 議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (議 事 録) 第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧 問

- (顧 問) 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問 10名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 附 属 機 関

- (附 属 機 関) 第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。
- 2 北方圏センターに、センター長を置く。
- 3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。
- 4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 資 産 及 び 会 計

- (国際交流事業資産) 第34条 この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。
- 2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。
- (資産の管理) 第35条 前条に定めるもののほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- (事業年度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (事業計画及び収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (事業報告及び決算) 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

- (定款の変更) 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
- (解散) 第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- (公益認定の取消等に伴う贈与) 第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- (残余財産の帰属) 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

- (設置等) 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 補則

- (委任) 第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- (公告の方法) 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

自治体名称	相手自治体名	提携年月
北海道	カナダ・アルバータ州	1980. 9
	中国・黒竜江省	1986. 6
	アメリカ・マサチューセッツ州	1990. 2
	ロシア・サハリン州	1998. 6
	韓国・釜山	2005.12
	韓国・慶尚南道	2006. 6
	韓国・ソウル特別市	2010.10
	タイ・チェンマイ	2013. 2
札幌市	ポートランド アメリカ・オレゴン州	1959.11
	ミュンヘン ドイツ・バイエルン州	1972. 8
	瀋陽 中国・遼寧省	1980.11
	ノボシビルスク ロシア・ノボシビルスク州	1990. 6
	大田広域市 韓国	2010.10
旭川市	ブルーミントン・ノーマル アメリカ・イリノイ州	1962. 1
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1967.11
	水原 韓国・京畿道	1989.10
	哈爾濱 中国・黒竜江省	1995.11
釧路市	バーナビー カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1965. 9
	ホルムスク ロシア・サハリン州	1975. 8
紋別市	ニューポート アメリカ・オレゴン州	1966. 4
	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 1
	フェアバンクス アメリカ・アラスカ州	1991. 2
小樽市	ナホトカ ロシア・沿海地方	1966. 9
	ダニーデン ニュージーランド	1980. 7
	ソウル特別市江西区 韓国	2009. 2
帯広市	スワード アメリカ・アラスカ州	1968. 3
	朝陽 中国・遼寧省	2000.11
	マディソン アメリカ・ウィスコンシン州	2006.10
千歳市	アンカレッジ アメリカ・アラスカ州	1969. 4
	ノルウェー ブスケルー県・コングスベルグ市	1988. 8
	中国 吉林省・長春市	2004.10

自治体名称	相手自治体名	提携年月
北見市	エリザベス アメリカ・ニュージャージー州	1969. 6
	ポロナイスク ロシア・サハリン州	1972. 8
	晋州 韓国・慶尚南道	1985. 5
	バーヘッド カナダ・アルバータ州	1991. 7
名寄市	カワーサレイクス (旧リンゼイ) カナダ・オンタリオ州	1969. 8
	ドーリンスク ロシア・サハリン州	1991. 3
留萌市	ウラン・ウデ ロシア・ブリヤート自治共和国	1972. 7
稚内市	ネベリスク ロシア・サハリン州	1972. 9
	バギオ フィリピン	1973. 3
	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 7
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	2001. 9
根室市	シトカ アメリカ・アラスカ州	1975.12
	セベロクリリスク ロシア・サハリン州	1994. 1
富良野市	シュラートミンク オーストリア・シュタイヤーマルク州	1977. 2
江別市	グレシヤム アメリカ・オレゴン州	1977. 5
苫小牧市	ネーピア ニュージーランド	1980. 4
	秦皇島 中国・河北省	1998. 9
夕張市	撫順 中国・遼寧省	1982. 4
函館市	ハリファックス カナダ・ノバ・スコシア州	1982.11
	ウラジオストク ロシア・沿海地方	1992. 7
	レイク・マコーリー オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1992. 7
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1997. 9
	天津 中国	2001.10
	高陽 韓国・京畿道	2011. 8
石狩市	キャンベルリバー カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1983.10
	ワニノ ロシア・ハバロフスク地方	1993. 6
	彭州 中国・四川省	2000.10
岩見沢市	ボカテロ アメリカ・アイダホ州	1985. 5
網走市	キャンビー アメリカ・オレゴン州	1989. 7
	ポートアルバーニ カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1986. 2

自治体名称	相手自治体名	提携年月
室蘭市	ノックスビル アメリカ・テネシー州	1991. 1
	日照 中国・山東省	2002. 7
芦別市	シャーロットタウン カナダ・プリンスエドワード島州	1993. 7
滝川市	スプリングフィールド アメリカ・マサチューセッツ州	1993. 8
深川市	アボッツフォード カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1998. 9
赤平市	三陟 韓国・江原道	1997. 7
	汨羅 中国・湘南省	1999. 9
士別市	ゴールバーン オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1999. 7
登別市	広州 中国・広東省	2002. 5
	ファボー・ミッドフュン デンマーク	2007. 6
	サイパン アメリカ領・北マリアナ諸島	2006.11
伊達市	レイク・カウチン カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1989.10
	漳州 中国・福建省	2010. 4
恵庭市	テイマル ニュージーランド	2008. 2
倶知安町	サンモリッツ スイス・グラウビュンデン州	1964. 3
積丹町	シーサイド アメリカ・オレゴン州	1966. 5
蘭越町	ザールフェルデン オーストリア・ザルツブルグ州	1969.10
遠軽町	バストス ブラジル・サンパウロ州	1972.10
	モアラン・アン・モンターニュ フランス・ジユラ県	1998. 5
美瑛町	ザールバッハ オーストリア・ザルツブルグ州	1973. 6
池田町	ペンティクトン カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1977. 5
別海町	バッサーブルク ドイツ・バイエルン州	1979. 5
上砂川町	スパークウッド カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1980. 9
佐呂間町	パーマ アメリカ・アラスカ州	1980.10
白老町	ケネル カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1981. 7
厚岸町	クラレンス オーストラリア・タスマニア州	1982. 2
天塩町	ホーマー アメリカ・アラスカ州	1984. 4
	トマリ ロシア・サハリン州	1992. 7
上川町	ロッキー・マウンテン・ハウス カナダ・アルバータ州	1984. 6
鹿追町	ストニー・プレイン カナダ・アルバータ州	1985. 8
上富良野町	カムローズ カナダ・アルバータ州	1985. 9
陸別町	ラコム カナダ・アルバータ州	1986. 7
当別町	レクサンド スウェーデン・ダーラナ県	1987.10

自治体名称	相手自治体名	提携年月
新ひだか町	レキシントン アメリカ・ケンタッキー州	1988. 7
余市町	イースト・ダンバートン イギリス・スコットランド	1997.11
遠別町	キャッスルガー カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1989. 6
東川町	キャンモア カナダ・アルバータ州	1989. 7
	ルーイエナ町 ラトビア・ヴァルミエラ州	2008. 7
芽室町	トレシー アメリカ・カリフォルニア州	1989. 8
興部町	ステットラー カナダ・アルバータ州	1990. 6
足寄町	ウェタスキウイン カナダ・アルバータ州	1990. 9
猿払村	オジヨールスキイ ロシア・サハリン州	1990.12
せたな町	ハンフォード アメリカ・カリフォルニア州	1991. 8
占冠村	アスペン アメリカ・コロラド州	1991. 8
本別町	ミッチェル オーストラリア・ビクトリア州	1991. 9
壮瞥町	ケミヤルヴィ フィンランド・ラップランド県	1993. 5
美深町	アシククラフト カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1994. 7
沼田町	ポートハーディ カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1994. 9
奈井江町	ハウスヤルビ フィンランド	1995. 4
鷹栖町	ゴールドコースト オーストラリア・クィーンズランド州	1997.11
豊頃町	サマーランド カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1996. 6
広尾町	フログン ノルウェー・アーケシュフース県	1996.10
枝幸町	ソレフテオ スウェーデン・ベステルノルランド県	1996.11
清里町	モトエカ ニュージーランド・タスマン地区	1997. 9
美幌町	ケンブリッジ ニュージーランド・ワイパ地区	1997.10
七飯町	コンコード アメリカ・マサチューセッツ州	1997.11
湧別町	ホワイトコート カナダアルバータ州	1998. 7
	セルウイン ニュージーランド	2000. 7
下川町	ケノーラ カナダ・オンタリオ州	2001. 2
弟子屈町	南丘 中国・河南省	2005. 9
	泗水 中国・山東省	2005. 1
	濱州一濱減区 中国・山東省	2005. 1
剣淵町	パルカマヨ区 ペルー・フニン県	2011. 7
	タルマ市 ペルー	2015. 9
大樹町	大樹區 台湾・高雄市	2015. 9
津別町	二水郷 台湾・彰化県	2012.10

道内外国公館

公 館 名	住 所	電 話 番 号	開 設 年 月
在 札 幌 ア メ リ カ 合 衆 国 領 事 館 総 領 事	〒 064-0821 札幌市中央区北 1 条西 28 丁目	011-641-1115 ～ 7	昭和 27. 6
駐 札 幌 大 韓 民 国 領 事 館 総 領 事	〒 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 12 丁目 1 - 3	011-218-0288	昭和 41. 6
在 札 幌 ロ シ ア 連 邦 領 事 館 総 領 事	〒 064-0914 札幌市中央区南 14 条西 12 丁目 2 - 5	011-561-3171 ～ 2	昭和 42.10
	函館支部 〒 040-0054 函館市元町 14 - 1	0138-24-8201	平成 15. 9
駐 札 幌 中 華 人 民 共 和 国 領 事 館 総 領 事	〒 064-0913 札幌市中央区南 13 条西 23 丁目 5 - 1	011-563-5563	昭和 55. 9
在 札 幌 オ ー ス ト ラ リ ア 領 事 館 領 事	〒 060-0005 札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2 札幌センタービル 17 階	011-242-4381	平成 4.12
カ ナ ダ 政 府 札 幌 通 商 事 務 所	〒 060-0004 札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 日興ビル 5 階	011-281-6565	平成 17.12

道内名誉領事館

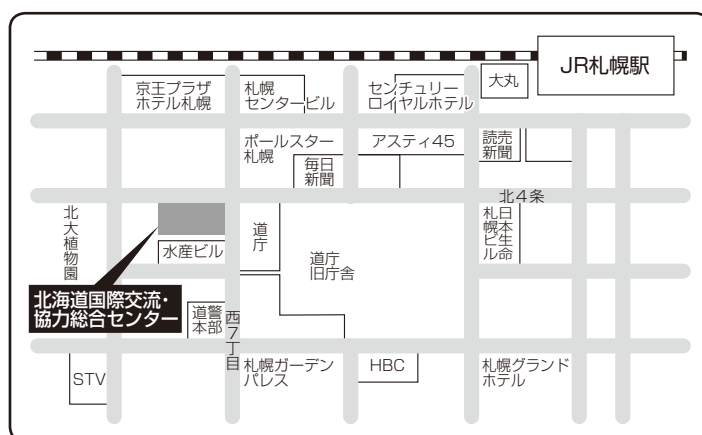
領 事 館 名	住 所	代 表 者	開 設 年 月
在 札 幌 イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0042 札幌市中央区大通西 7 丁目 3 - 1 北海道ガス(株)内 011-207-2100	名誉領事 佐々木 正丞	昭和 44.12
在 札 幌 フ ィ ン ラ ン ド 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 064-8610 札幌市中央区南 13 条西 11 丁目 2 - 32 (株)アークス内 011-530-6012	名誉領事 横山 清	昭和 48. 8
在 札 幌 ベ ル ギ ー 王 国 名 誉 領 事 館	〒 002-8074 札幌市北区あいの里 4 条 9 丁目 1 - 1 (株)ロイズコンフェクト内 011-778-3642	名誉領事 山崎 泰博	昭和 55. 3
在 札 幌 ド イ ツ 連 邦 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-8606 札幌市中央区北 1 条東 4 丁目 8 - 1 サッポロファクトリーフロンティア館 サッポロビール(株)北海道本社内 011-251-4174	名誉領事 生方 誠司	昭和 55. 5
在 札 幌 チ リ 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0004 札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 加森ビル 3 011-232-0639	名誉領事 加森 公人	平成 6. 6
在 札 幌 カ ナ ダ 名 誉 領 事 館	〒 064-0820 札幌市中央区大通 26 丁目 1 - 3 ポセイドン円山 2 階 カナダプレイス 011-643-2520	名誉領事 井原 慶児	平成 8.11
在 札 幌 ス ペ イ ン 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0003 札幌市中央区大通西 3 丁目 7 株式会社北洋銀行内 011-219-7721	名誉領事 横内 龍三	平成 11. 1
在 札 幌 リ ト ア ニ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0042 札幌市中央区大通 11 丁目 4 大通藤井ビル 2F 011-221-3939	名誉領事 藤井 英勝	平成 16. 7
在 札 幌 メ キ シ コ 合 衆 国 名 誉 領 事 館	〒 004-0879 札幌市清田区平岡 9 条 1 - 1 - 6 011-883-8400	名誉領事 星野 恭亮	平成 18. 9
在 札 幌 ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド 名 誉 領 事 館	〒 001-0038 札幌市北区北 38 条西 2 丁目 1 - 26 011-802-9272	名誉領事 青木 雅典	平成 18.10
在 札 幌 フ ラ ン ス 名 誉 領 事 館	〒 060-0051 札幌市中央区南 1 条東 2 丁目 8 - 2 SR ビル 3 階 011-222-3572	名誉領事 古野 重幸	平成 19.11
在 旭 川 ラ ト ビ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 070-0037 旭川市 7 条通 13 丁目 60 - 19 0166-25-5880	名誉領事 井下 佳和	平成 19.11
在 釧 路 ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 085-0847 釧路市大町 1 丁目 1 - 10 大町ビル 4 階 0154-44-1040	名誉領事 中島 太郎	平成 22.11
在 釧 路 ミ ク ロ ネ シ ア 連 邦 名 誉 領 事 館	〒 084-0905 釧路市鳥取南 5 丁目 12 - 5 サイタスビル 2 階 0154-61-5151	名誉領事 栗林 延次	平成 22.12
在 札 幌 グ ア テ マ ラ 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 001-0019 札幌市北区北 19 条西 3 丁目なごやビル 名越税務会計事務所内 011-716-7412	名誉領事 名越 隆雄	平成 23. 4

領事館名	所在地	代表者	開設年月
在札幌アイランド 名誉領事館	〒007-0846 札幌市東区北46条東17丁目2-23 (株)ディンプレックス・ジャパン内 011-783-8011	名誉領事 笠間 聖司	平成 24.11
在札幌デンマーク王国 名誉領事館	〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1 北海道銀行内 011-233-1256	名誉領事 堰八 義博	平成 25. 2
在札幌モンゴル国 名誉領事館	〒060-0004 札幌市中央区北4条西16丁目1 第一ビル8階 011-611-2626	名誉領事 武部 勤	平成 26. 6
在室蘭パプアニューギニア 名誉領事館	〒051-0023 室蘭市入江1番19号 株式会社栗林商会内 0143-24-7011	名誉領事 栗林 和穂	平成 27. 9
在札幌タイ王国 名誉領事館	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 011-251-3212	名誉領事 小澤 正明	平成 29. 2

在日大使館（北方圏交流及び南米圏交流に係る国々）

大使館名	住 所	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布2-14-14	03-5420-7101
ブラジル連邦共和国大使館	〒107-8633 東京都港区北青山2-11-12	03-3404-5211
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-5412-6200
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3388
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町29-6	03-3496-3001
フィンランド大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10	03-5791-7700
大韓民国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町21-4	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2	03-6408-8100
パラグアイ共和国大使館	〒102-0082 東京都千代田区一番町2-2 一番町第2 TGビル7階	03-3265-5271
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3-100	03-5562-5050
英国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1	03-5211-1100
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5	03-3224-5000
欧州連合代表部	〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28	03-5422-6001

(平成 29 年 4 月 10 日現在)



2017 年報

発行年月 平成29(2017)年8月
発行・編集 公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
印刷 旭プリント株式会社



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC / ハイエック

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館12階）
TEL : 011-221-7840 FAX : 011-221-7845
URL : <http://www.hiecc.or.jp> E-mail : hiecc@hiecc.or.jp